

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	総務部税務課	
契約締結年月日	令和6年10月8日	
業 務 名	市民税イメージ管理システム機器賃貸借	
業 務 の 概 要	市民税イメージ管理システム機器の賃貸借業務	
契約金額（税込）	409,200円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	三菱HCキャピタル株式会社 中部第一営業部	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	市民税イメージ管理システム機器は、平成28年度から賃貸借契約を締結しており、これまで大きなトラブルもなく順調に稼働している。このため現行賃貸借契約期間満了後においても引き続き安定的に使用することが可能であると考えられる上に、他社製同等機器をあらためて調達しようとした場合、再び当該機器の技術仕様に合わせた税務基幹システム側の再設定（プログラム改修）が必要となるため、従前の契約業者と引き続き随意契約する。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、総務部税務課です。